$\bigcirc$ 租 税 特 別 沿措置法 施 行 規 則 昭 和三十二年大蔵省令第十五号) 新 旧 対照 表 (第十 九 条の + 0) Ŧi. 関 係

## 改正案

控除 公 益 寸 法 人 等 に 寄 附をし た場 合 0 所 得 税 額 0 特 別

第十 項 第 に掲げる要件 九 条 号イ 0 + (1) $\mathcal{O}$ とする。 に 五. 規定す 施 行 る 令第二十六条の二十八 財 務 省令 で定め る要 の 二 件 は 第 次 第十

### | · | (略)

役員 役員 「該役員 第三項: お 社員 数が二十人以上であること。 と特 項第一号及び第九項に 1 をいう。 て同 (役員 殊の 第  $\mathcal{O}$ ľ 一号及 配 関 偶者及び三親 以 ( 法 係 下この号、 び第九項 及び役  $\mathcal{O}$ 人税法第二 あ る者 員と親 おい にお 等以 第三 次 一条第十 に掲 一項 第 内 族 7 1 関 同 て 0) 同 ľ, 親 係 五号に規定す げる者を 一号及び じ 族をいう。 を有する者 を除く。 並びに 第九 いう。 項 る

### イ〜ハ (略)

2 条第 る事 二号口、 人及 口 施行 項、 務 び 第二 公 項 は 令第二十六条の二十八 益 号 第 私 加号 立学 財 口 若 寸 れ れ 校 5 5 口 くは 法 人 若しくは第  $\mathcal{O}$ 0 へ の 認 規定 規 第三十三条 定 第 三号 を同 定等 に規 定する書類 法 に 口 五. の二第 号口 関  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 規定に ける法 六 若し 又は + 厄 項 を公益 よる 条第 第二 < 第 律第二十 は 第四 閲 五. 項 号 項 社 覧 第 口 + に 寸 に 条 お 七 法係号 第

#### 現 行

(傍線部

分は

改正

部

分

除 公 益 社 寸 法 等 に 寄 附 をし た場合 0 所 得 税 額 0 特 別

# 1 1 (多)に掲げる要件とする。

項第一号イ

 $(1) \mathcal{O}$ 

に五

規

定

す行

る

財

務

省令で定め

る

要

件

は

次

九

条

 $\mathcal{O}$ 

+

施

1令第二

一十六条

の二十八

の 二

役員 役 第三項第 当該役員 員 お 0 第三 社員 数が二十人以上であること。 (と特 を 項 いう。 て同じ。 (役員 殊 第  $\mathcal{O}$ 号及び 配  $\mathcal{O}$ 号及 偶 関 以 係 者及び三 法 下この号、 び 第八項に 0 及び役員と親 人税法第二 第八項 ある者 親 等以 第三項 にお お 次 一条第 1 K 7 内 族 て 翼 て 掲 第 同  $\mathcal{O}$ 同 親 ľ. げる者をい 係 五号に 号及び U 族をいう。 を有する者 . 規 を除く。 第八 並び 定す . う。 項 る

### イ〜ハ (略)

2 二号口 る事務 人及 口、 条 第 施行令第二十六条の二十八 び 項 項 一号ロ若しく 第三号 益 私立学校 財 れら れ 寸 法 5 口 若しく 人 0 法  $\mathcal{O}$ 0 規定 、は第三 規 第三十三条 定 認 を同 定等 は第 に 規 号 が四号ロ に関 ロの の 二 法 定 する書類 第  $\mathcal{O}$ 二若、 はする法 第一 六十 規 又は 定 項 兀 に を公益 条 < 律 ょ 第 第 上第二十 る 第 は 第四 五. 項 号 閲 第 項 社 覧 口 +寸 に 条 七 法 係号 お 第

うも 項又 準 三十八条第三項 三十五条の 律  $\mathcal{O}$ じて当該 第 五 7 は 八十六号) 条 のとする。 準 第 独立 の 三 用する 項 以法人の 三に 十四四 行 第 政 場 第二 お 四 法 合 第 地方 [を含 主たる事務 人通則法 1 + て準 項、 十九条第一 五 独 条 更生 <u>\f</u> 用する独立 0 三十二 行 第三十八条第三 所 政 保 法 項 に 護 社 L 人 法 第 備 第 事 行政 え置 国立 業 福 法 項 祉 法人通 大学 三十 き、 若しく 法 平 項 第三 ک  $\mathcal{O}$ 兀 法 成 規 れ 条 則 七 は + 人 第三 を 定 法 法 年 第 几 行 12 第 第 法 兀

3 規定する財 行令第二十六条の二十八 務省 <del>台</del> で定める事 項 の二第一 は 次に 項 第 掲 げ る 号 事 口 項 (3)لح に

であ 該 法 法第二条第二項 又は役員と るも 該法 人に対する寄附金 次項及び  $\mathcal{O}$ 人  $\mathcal{O}$ 0) 特 第 役員 氏 + 名 殊 第  $\mathcal{O}$ 若 並 項に び +関 九 くは に  $\mathcal{O}$ 係 そ お 号 額  $\mathcal{O}$ に規 あ 役  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 11 合 る者 寄 て同じ。 員 んと親 計 定 附 する事 で、 金 額が二十万円以  $\mathcal{O}$ 族 当 額 関 業 該 に 及 係 75 お 年 事 を 度を 業年 受 け 有 Ź 領 す 年 上 い度 る

二 (略)

月

日

4

略

5 項 第三号 項  $\mathcal{O}$ 規 口 (3)定 12 は 規 定す 施 る寄附 第 者名 簿 条 12 \ \ 7 準 0 用 す 第 る

6 す る財務省令で定めるもの 行 令 第 二十 六 条 の二十八 は の 二 次に 一第六 掲 がげるも 項 第二 号 のとする に 規 定

> 八条第三 三十五 のとする て当該法人 は 第 五. 独 7 立 第一 準 条 八十六号) 条にお 水の三十二 一行政 用 項 する 項 法  $\mathcal{O}$ 主た 第四 兀 人 地方独立行 いて準用する独 場 第二十· 通 第 合 える事 を含 + 則法第三 項 五. -九条第 条 務 所に 政 更生 0 十 法 十二第 備 保 八条第三 人 立行政法 法 項、 え置 護 社 第 事 き、 国立 業法 福 三 十 項 項 人 祉 大学  $\mathcal{O}$ 兀 通則 若 法 規定 条 平 れ Ĺ 第三 くは 第 法 法 を行うも 成 第 三 に 七 項 法 準 年 第 几 十 じ 又 法 第 几

3 する。 規定する財 施行令第二十六条 務省令で定 の二十八 め る 事 の 二 項 は、 第一 次に 項 掲 第 げ る 뭉 事 口 (3)項

う。 氏 る寄附金 者又は役 名並び 法 当 (第二条) 次項 該 法 に 員と E  $\mathcal{O}$ 人 そ 第二項 額 お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 特 役員  $\mathcal{O}$ 寄 合計 て同 殊 附 第  $\mathcal{O}$ 若 金 額 ľ 関 十九号に規定  $\mathcal{O}$ が二十万円以上で 係 < 額  $\mathcal{O}$ は 及び に あ 役 お る者 員 受領年 ける当 کے でする事 親 族 户 当 該 関 日 業 あ 法 該 係 年 事 るも を 業 に 度 有 年 対 を  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ す 1 度

二 (略

(新設)

4

略

5 す る財 施 行令第二十六 務 省令で定めるも 条 の 二 十  $\mathcal{O}$ は 八 の 二 次に 第 掲 六 げ 項 るものとす 第二 号に 規 定

規 定す 施 る国 令 第  $\mathcal{O}$ 補 助 六 金 条 0 0 第 項 第 + 号

るも 委  $\mathcal{O}$ 託  $\mathcal{O}$ 第六 対 価として 項第 十二号  $\mathcal{O}$ 収 に 入 規 で 定 施 す 行 る 令 玉 第 等 + カゝ 5 六 支 条 払  $\mathcal{O}$ わ

### 匹

五.

者  $\mathcal{O}$ 者 · う。 項第 日 規 が 準 贈 0 遺 被相 限 与 取  $\mathcal{O}$ 定 贈 第 度 に 꽢 する贈 得 号に (贈与 より (贈与 招 続 ょ 日 八 L ŋ 項 過 た カコ 人 受け 受け 規 者 5 12 者 財 与 第 額 + 定  $\mathcal{O}$ 産 係 に  $\mathcal{O}$ 号に す 施 月以 入 死 ょ る 入 死  $\mathcal{O}$ ħ る一者当 行 亡 全 相 ŋ れ 亡 一受け こにより た 寄 た 寄 内 お 令 部 続 に に当 第 ょ 1 又  $\mathcal{O}$ <u>-</u> 十 附 は 開 ŋ 7 入 附 た 効力: 効力 同 金 該 始 れ 金 .り基 -六条 た寄 ľ 部  $\mathcal{O}$ 相 0) の う ち、 を当該 あ を生 法第七 を 続 生ず のニ 準 附 つたことを に 一ずる に 限 ょ 金 んる贈 + +度 贈 ŋ そ 相 者当た 超 当 八 与 当 条 贈  $\mathcal{O}$ す 過  $\mathcal{O}$ 与 者 該 他 第 与 Ź を 贈 を 知 贈 額 カゝ 部 を 第 ŋ 除 6 与 0 与 項

れた寄 項 実績 号に 第 判 号に 附 お 定 金 11 期  $\mathcal{O}$ て 規 間 額 同 定  $\mathcal{O}$ ľ す 施行 合計 る実 令 額 に 第二 績 が おけ 判 千円 + 定 六条の二 る 期 12 間 同 満 を たな  $\mathcal{O}$ 11 う。 者 1 から 八 ŧ 第八 0 受 け 項

### 略

するた 眠 預 8 金 0) 等 休 交 眠 付 預 金 金等 関 係 に 助 係成 る 金 資 金 民 間  $\mathcal{O}$ 公益 活 用 に活 関動 す を る 促

定 する 施 玉 令  $\mathcal{O}$ 第 補 助 金 条 0 第 六 項 第 九 뭉 に 規

るも 八 委 の 二 託  $\mathcal{O}$ 第六項第 対 価とし 九 7 号 0) 収 規 入 で 定 す 施 る 行 玉 令 等 第 か 5 支 六 払 条 わ  $\mathcal{O}$ n

### 兀

五.

<\_° た 日 む。 六項 者が 分 1 基  $\mathcal{O}$ 者 に う。 潍 贈 0 規 遺 第三 贈 限 与 取  $\mathcal{O}$ 被 定する 꽢 第 得 度 相 号に 七 超 より受け入れ 贈 日 ょ 贈 続 L から十 与者 贈 ŋ 項 過 た 人 与 学に 一受け 規 財 E 者 第 額 係 定  $\mathcal{O}$ 産  $\mathcal{O}$ 뭉 す 施 户 死 る ょ 死  $\bigcirc$ 入 亡によ 以 り受 れ に る 行 全 相 た寄 によ お 令 部 内 続 た 者当た に 行け 寄 第 又 1  $\mathcal{O}$ て 附 ŋ は 当 開 入 附 n 同 効 該  $\overline{+}$ れ 始 金 金 効 り基 ľ 六条 分 部 た寄 分  $\mathcal{O}$ 相 0) Ś を あ を 続 法 を 生ず 準 の 二 Ś 当 生 第 附 に 0 たこ ずる に 限 該 ょ 金 七 á 贈 十八 度 ŋ そ 十 相 とを 者当 贈 当 当 超 条 与  $\mathcal{O}$ 贈 す 該 過  $\mathcal{O}$ 与 者 第 他 与 た る を 贈 知 贈 を 額 カン 与 部 を 第 ŋ 除 5 項含 与 9

第二号に 入 六 ハれた寄り 項 実績 第 判 附 号に お 定 金 11 期 規  $\mathcal{O}$ 7 間 額 同 定 の合計が (施行 ľ す る実 令第二十 額 に 績 が千円に満 判定 お け - 六条 期 る 同 間 を  $\mathcal{O}$ たな  $\mathcal{O}$ 1 . う。 者 + 凣 か ŧ 第  $\mathcal{O}$ 5 七 け 項

#### 八七 略

進 するた 休 眠 預  $\Diamond$ 金  $\mathcal{O}$ 等 休交眠付 預 金 金 関 等 係 に 助 係成 る資 金 金 民  $\mathcal{O}$ 間 活 公益 用 に 活 関 動 す を る促

る指 する 第 す る Ł る。 のに Ź 一号にお -号 イ 休眠 眠 定 活 限 平 金 預 をい 金等 用 る。 分 預 に 成 いて同じ。 規 寸 金 配 . う。 交付 体 等 寸 定 か 又 交 体 す 八 次項、 金に は 5 付 る カン 年 同  $\mathcal{O}$ 余 6 実 係 助 法 に  $\mathcal{O}$ 行 律 ぶる資金 . 係 成 第 助 寸 第 第 三 十 る資 八 金 成 体 百 項 金 若 第四 を原資とす 同 金をそ 号) 一条第一 L Š 法 同 第 法 号及び は 八  $\mathcal{O}$ 第 同 + 条に 項 原 号 八 九 第 る E 資 条 条 口 + Ł 規 規 に に に 第 定 定 含 規  $\mathcal{O}$ 規 項 12 す す む 定 定

#### 7 11 (略)

12 た各 る 直 す る財 る書類が発行されていないこととする。 所 前 施 事 7 に 行令第二十六条の二 業年 終了 務省 五. 庁 年 カコ 令 度 6 前 L 当  $\mathcal{O}$ た で  $\mathcal{O}$ 事 うち最も古 定 該 日 業年 以 法  $\emptyset$ 後に、 る要件 度 終了  $\overline{+}$ 係る第 私 V) は 八 事業 <u>\f</u>  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 学校 + 日 同 号に 年 兀 第六項 以 前 法 度 項 第 開 規 第 第七 定 兀 始 年 号 す 条  $\mathcal{O}$ 内 号に 日 る 口 から に 規 終 法 定 規 規 了 定 す 起 L  $\mathcal{O}$ 定

13 昭 する財務省令で定めるものは、 撂 一号に掲げる入居定員とする。 和二十三年厚生省令第十一号) 施行令第二十六条の二十八 げる委託 児 童  $\mathcal{O}$ 定員及び 同  $\mathcal{O}$ 令 児 第三十 一第六項 第一 童 福祉 条の 六条 第 法 十七第三 施 九 号 0 行 <u>+</u> 規 に 則 規 号 第 定

14 受け 法第四 げる法 を受け ようとする者 十一条の十八の三第 人の Ź 金 区分に応じ、 額 は、  $\mathcal{O}$ 計 算に 確 定申 関 する 告 当 書 該 項 各号に定め に 明 0 細 同 規 項 書 定 及 に  $\mathcal{O}$ 規 び ょ る書 る控 定 次  $\mathcal{O}$ に 類 各 ょ 除 又 号 る を

> 限る。 する資 る指 する る ŧ 第 三号 休 0 に 休 眠 定 おい 活 限 イ 平 預 眠 金 金 る。 成二 用 分 預 に て同じ。 いう。 等 寸 金 配 規 交付 等 体 定 寸 又 カュ 交 体 す 八 á は 付 金に 5 か 次 年 項 同 金 5 実  $\mathcal{O}$ 法 係 助 法  $\mathcal{O}$ 行 律 いる資金 第 成 係 助 寸 第 る資 金 二十一条 成 体 百 若 項 金 同 号) 金 第四 を原資とす しく 同 法 をそ 号及び第 第 第 法 第 は 八  $\mathcal{O}$ 第 同 + 条に 号 項 原 八 九 くる も E 資 条 口 条 規 規 に に 第 定 定 含 規 規 項  $\mathcal{O}$ す す 定 定 項

6~10 (略)

(新設)

11 す 昭 12 一号に る財 掲 和二十三年厚生省令第 施 げげ 行 る委託 掲 務 令 げる入居 省令 第二十六条の二 児童 で定めるも 定員.  $\mathcal{O}$ 定員及 べとする。 + +  $\mathcal{O}$ び は 八 号) 同  $\mathcal{O}$ 令第 児 第一 一第六項 童 三十 福 条 祉 六  $\mathcal{O}$ 第 法 条 + 施 八 、号に 0 七第 行 十 二 規 · 規 三 則 定 号 第

12 控 に 受けようとする者 掲 除 法第四十 がを受け げる法 仏人の区: る 一条の十八の三第 金 額 は、 分に応じ、  $\mathcal{O}$ 計 確 算 定申 に 関 する 当 告 該 項 書 に 各 明  $\mathcal{O}$ 号に 同 細 規 書 項 定 定 及 0) に よる め 規  $\mathcal{U}$ る書類 定 次 に 控  $\mathcal{O}$ ょ 各 除 る 又 を

ない。 はこ れ 係る電 5 0 書 磁 類 的 に 記 記 録 載 印 すべ 刷 き 書 事 面 を 項 添 を 付 記 L 録 なけ L た 電 れ ば 子 な 証 5 明

でに掲げる法人 次に掲げる書類 法第四十一条の十八の三第一項第一号イからニま

ŧ 証 のに 次に掲 する書類 限る。) げ る (寄附 事 項 へをその 者の氏名及び 寄 附 金を受領 住所の 記 L 載 た が 法 あ 人が

### (1) ~ (4) (略)

口 務大臣 る。 する < 第三条に規定する行政 社 金を支出する日以前 (Z は社会福 寸 地 法 規定す 該 人及び 若しくは更生保 法  $\mathcal{O}$ 方更生保護 写 人 祉 しとして当該 る要件 が 公益 施行 法 第三十条に規 委員 財団 を満 令 第二 五. 会が 庁、 護 法人 年内に発行されたも たすも 法 事  $\mathcal{O}$ 業 私立学校法 人 証 法第六十二条に 定する所 認定 のであることを公益 条 から交付 する書類 の 二 等 12 だ轄庁 を受け 第 関 (当該 兀 する法律 0 [条若し 0 又 規定 に 寄 は た 限 附 法

でに掲げる法人 次に掲げる書類 - 法第四十一条の十八の三第一項第二号イからハま

ŧ 証 のに する書類 次に掲げ 限 る。 る事 (寄附 項 をその 者の 氏 名及 寄 附 び 金 を 住 受領 所 0 記 L 載 た 法 が あ が

### (1) (2) (略)

ロ 次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付

ない。 はこれ 書等に係る 5 0 電 書 磁的 類 に 記 記 録 載 印 す 刷 ベ き 書 事 面 を添 項 を 付 記 L 録 なけ L た 電 れ ば 子 な 証 5 明

でに掲げる法人がに掲げる書類法第四十一条の十八の三第一項第一号イからニま

ŧ 証 その のに限る。 する書類 寄 附 金 (寄附 を受領 者  $\mathcal{O}$ L た法 氏名及び 人の 住 次 K 所  $\mathcal{O}$ 掲 記 げ 載 る事 が あ 項 を

#### (1) (4) (略)

口

る。 金を支出する日以前五 を満たすもの 令第二十六条 に規定する地 又は法務大臣 条若しくは社 る 法 公益 )の写しとして当該 . 律第三条に規定する行政 社 団法 であ 会福 0 方更生保護 若しくは 人 及 + 祉法 ることを証 び 八 公 更生保 年内に発行されたも 0 第三十条に規 益 委員 法 財 第 人 寸 **以**庁、 から 護事 会の する書類 法 項 人 当 私立 に規 交付を受け 業  $\mathcal{O}$ 該 法 定 認 でする所 定 学 法 第 定 (当該 校法 人が 六 する要件 等  $\mathcal{O}$ + 12 に 寄 施 轄 た 第 関 限 匹 行

でに掲げる法人 次に掲げる書類 二 法第四十一条の十八の三第一項第二号イからハま

ŧ 証 その のに限る。 する書類 寄 附 金 ( 寄 附 を受 者 領 0 した法人の 氏 名及び 次に 住 所 0 掲 記 げ る事 載 が あ 項 る

#### (1) (2) (<u>略</u>)

ロ 文部科学大臣 (公立大学法人にあつては、文部

を受けたもの

(1)七条の 科学大臣 内に発行されたものに限る。 証 府県知事) 文部科学大臣 公立大学法人にあつては、 する書類 項に規定する要件を満たすものであることを 当該 規定により都道府県 法 . 及び 人が施行令第二十六条の二十八の二 (当該寄附金を支出する日以前 (2)及び次号ロ 総務大臣 (公立大学法人にあつては (地方独立行 におい 知事 当該認可をした都 0 て同じ。 認可を受け 政 法 人法 文部 五. が 道

(2)されたものに限る。) 附金を支出する日の属する年の一 したことを文部科学大臣が証する書類 第三項の要件を満たすことにつき同 当該 [寄附金が施行令第二十六条の二十八 月一 項 日に の確 (当該寄 *の* 二 発 認 行 を

でに掲げる法人の次に掲げる書類三年の十八の三第一項第三号イからハま

ものに限る。)

証する書類(寄附者の氏名及び住所の記載がある
イ 次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が

#### (1) (2) (略

ロ 次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付

の写しとして当該法人から交付を受けたもの 大学法人にあ 0 規定によ 臣 次号口におい 及び つて り 総 都 務 は 道 大 て同じ。 府 臣 県 当 該認 地方 知 事 独 可  $\mathcal{O}$ 認可 0 をし 立. 次に掲げる書 行 た都道 を受け 政 法 府県知 た公立 法 第 類

内に発行されたものに限る。) 証する書類(当該寄附金を支出する日以前五年二項に規定する要件を満たすものであることを1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第

る。)
日の属する年の一月一日に発行されたものに限日の属する年の一月一日に発行されたものに限したことを証する書類(当該寄附金を支出する第三項の要件を満たすことにつき同項の確認を3)当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二

でに掲げる法人 次に掲げる書類 三 法第四十一条の十八の三第一項第三号イからハま

ものに限る。)
証する書類(寄附者の氏名及び住所の記載がある。)

る

#### (1) (2) (略)

ロ 文部科学大臣の次に掲げる書類の写しとして当

### を受けたも 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二 $\mathcal{O}$

さ 文部 附 したことを文部科学大臣 第 する日以前五年内に発行されたものに限る。 一項に規・ 四項の要件を満たすことにつき同当該寄附金が施行令第二十六条の れたものに限る。) 金を支出する日の属する年の一月一日に 科学大臣 と寄附金が施行令第二十六条の二十八 定する要件を満たすものであることを が証する書類(当該寄附金を支出 が 証する書類(当該寄 項の確認を の 二 . 発 行

> 内 証

する書類

に発行されたものに限る。

(1) 該 法人から交付を受けたもの

当該法

項に規定する要件を満たすものであることを

(当該寄附金を支出する日以前五

年

人が施行令第二十六条の二十八の二

第

- (2)日 第 したことを証 四項の要件を満たすことにつき同当該寄附金が施行令第二十六条の の属する年の一月一日に する書 類 令第二十六条の二十八 (当該寄 発行されたもの 附 金を支出 項の 確認 ロナる の 二 に限 を
- る。